

栃木県文化財保存活用大綱 概要版

序章

1 大綱策定の背景と目的

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、国は、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組むため、文化財保護法を改正しました。

この改正により、都道府県は、域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である大綱を策定できることとなりました。栃木県においても、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町、県民など地域全体で連携・協力しながら相互に矛盾なく同じ方針のもとで文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤とするため、大綱を策定します。

2 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項に定める「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、文化財保護分野における指針です。なお、本大綱の策定に当たっては、本県の各種計画とも整合を図っています。

第 1 章 栃木県の概要

栃木県は、東西北側に山地があり、中央部には平地が分布しており、関東平野の北縁をなしています。気候は、太平洋岸気候区ですが、北部から西部の山地は日本海岸気候区の特徴ももっています。人口は約 197 万人 (H27 年)、面積は約 6,408 平方キロメートルで関東地方では最大です。

こうした環境のもと、栃木県には古く旧石器時代から人々が住み、多くの文化財が残されています。また、四季折々の豊かで美しい自然に恵まれており、毎年多くの観光客が訪れています。さらに、首都圏に位置する優位性などを基礎としてバランスのとれた産業活動を展開しています。

第 2 章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 栃木県の文化財の概要

文化財の保護は、文化財保護法及び栃木県文化財保護条例等に基づき行います。このほか県内各市町においても、それぞれの条例に基づき文化財の保護をしています。

栃木県では多様な文化財が指定等により保護されるとともに、文化財を保存するための技術や埋蔵文化財についても保護が図られています。

2 文化財の保存・活用に係る課題

文化財保護法改正の契機となった少子高齢化や過疎化、社会情勢や住民の意識の変化、自然環境の変化等が、本県の文化財の保存・活用にも影響を及ぼしています。文化財所有者等の課題として、保存修理の費用負担や、高齢化、後継者不足などがあります。また、文化財保存に関わる技術者等の課題としては、高度な技術の維持・承継、行政の課題としては、地方公共団体間で人員配置体制や文化財の保存・活用状況に差が生じていること、未指定の文化財については、所在や現状の把握が困難であることなどが挙げられます。

3 今後目指すべき方向性・将来像

○ 文化財への理解と地域の歴史・文化への愛着と誇りの醸成

文化財が持つ歴史や価値を学び理解を深め、地域の歴史・文化への愛着と誇りを醸成します。

○ 「わたしたちの宝」としての認識

文化財を「わたしたちの宝」として県民が共に支え合い守っていきます。

○ 文化財を受け継いでいく子どもたちの育成

文化財を次の世代へ受け継ぐ子どもたちを地域が一体となって育てます。

○ 分野を越えた横断的な連携と、地域づくりと一体となった保護活動

文化財を地域資源・観光資源として活用するなど分野を越えて連携し、地域の活性化へつなげていきます。

○ ハードとソフト両面からのアプローチ

修復、復元、整備などのハード面、普及・PR活動等のソフト面の両面から、文化財の保存・活用に取り組んでいきます。

4 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

文化財の保存と活用は、ともに文化財を次世代へ継承していくために必要なものであり、文化財の類型ごとの特徴や現状等に応じて保存・活用を図ります。

保存・活用においては、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的なまとまりとして捉えるとともに、自然環境や景観、文化財を支える人々活動や技術、文化財に関する資料や伝承など、文化財と一体性・関連性をもつ周辺環境も含めて保存・活用が推進できるよう、取り組んでいきます。さらに、未指定の文化財を把握し、適切な保存・活用につなげていきます。

また、複数市町にまたがって所在する文化財や県域を越えて分布する文化財について、県は都道府県・市町間の調整を行うなど、広域自治体としての役割を果たしていきます。

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 県の役割

県は市町を包括する広域な地方公共団体として域内の文化財の調査や指定等を行い、その保存・活用のための取組を進めるとともに、広域的に捉えられる文化財については、関係市町の連携促進や他都道府県と連携・調整等を行います。また、域内の市町の文化財行政が適切に行われるよう必要に応じて指導・助言・支援を行います。

2 県が行う文化財の保存・活用

○ 文化財の調査・研究

地域に所在する未指定も含めた文化財を把握し、適切に保存・活用するとともに、地域の歴史を理解し、さらに観光やまちづくりに寄与するため、文化財の調査・研究を行います。

○ 文化財の指定

調査研究により、歴史的・学術的な重要性等が明らかになったもの等について、文化財指定等の取組を進め、保存を図ります。

○ 文化財の修理・整備・活用に対する支援

所有者等が行う指定文化財等の修理や整備等に対して補助金を交付することにより、文化財の保存・活用を支援するとともに、適切な指導・助言を行います。

○ 世界遺産の保存と管理

世界遺産「日光の社寺」における修理や整備等について助言や指導を行うとともに、国、県、日光市、二社一寺等の関係者が緊密に連携し、調整を図ります。

○ 指定文化財の所有者等に対するその他の支援

指定文化財の所有者等が行う修理や整備等について助言・指導を行います。支援制度や活用方法等について情報提供を行います。

○ 県が所有・管理する文化財の修理・整備等

県が所有・管理する文化財について、適切な修理・整備を図るとともに、積極的な公開・活用に取り組みます。

○ 文化財の活用の推進

文化財を適切に保護し、次世代に継承していくため、文化財の公開・活用や、博物館、資料館等において「本物」に触れる機会を提供することにより、文化財への理解促進と関心の喚起を図ります。さらに、文化財の積極的な活用により、魅力ある地域づくりに寄与します。

○ 文化財の情報発信

文化財の保存・活用への理解を促進するため、文化財の情報発信を充実します。

3 県が重点的に取り組むテーマ

○ 日光杉並木街道 附 並木寄進碑の保存・活用

県が管理団体となっている日光杉並木街道について、「日光杉並木街道保存活用計画」を基に街道の保存と活用を計画的かつ効果的に展開し、「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」を将来にわたり、守り引き継いでいきます。

○ 重要な遺跡の調査研究と発掘調査成果の活用

重要度が高いと考えられる遺跡について調査研究を進め、歴史的・学術的な価値を把握し、重要性が明らかになったものについては、現状保存の取組を進めます。また、調査研究の成果を活用し、県民の埋蔵文化財に対する理解の促進を図ります。

○ 「とちぎいにしへの回廊づくり事業」による広域的な文化財の活用

関連する文化財に物語性を持たせて周遊するモデルコースを創設し、それらをホームページへの掲載やルートマップの配布により周知しています。さらに文化財への興味・関心呼び起こし、理解を深められるよう、ホームページの充実等を図っていきます。

第4章 市町への支援方針

1 市町が行う保存・活用に関する取組への支援方針

市町がそれぞれの地域の歴史や文化的な特徴等を十分に生かしつつ、文化財の保存と活用を図れるよう、専門家や関係機関等とも連携し、指導・助言します。また、文化財保護に必要な専門性を持つ人材の配置を要請するとともに、研修の充実に努め、人材育成の支援を行います。

2 市町が地域計画を作成する際の支援方針

文化財保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランである文化財保存活用地域計画について、本大綱と相互に整合性がとれたものとなるよう指導・助言します。

3 市町における文化財保護条例等の改正等に対する助言

市町が行う条例や規則等の改正等について助言します。

4 建築基準法の適用除外を検討する市町に対する助言

歴史的建造物の活用に伴う増改築や用途変更時の建築基準法の適用について助言します。

第5章 防災・災害発生時の対応

1 文化財防災計画の整備

文化財の防災対策に万全を期すため、文化財所有者等の関係者・関係機関がとるべき具体的な備えや対応等を示した文化財防災マニュアルや、文化財の位置を示した文化財防災マップの作成について検討を進めます。

2 文化財の防災対策への支援・助言等

木造が多い文化財建造物は、火災や地震の被害を受けるおそれがあることから、防火・耐震の観点から所有者等が行う建築物の安全対策に対して支援・助言等に努めます。

3 市町との連携

災害発生時には、県は市町と連携して情報を集約し、共有を図ります。また、被災した市町への職員の派遣等について調整します。未指定の文化財についても所在の把握方法や連絡体制について調査研究を進めます。

4 関係機関との連携

災害発生時の緊急的な文化財レスキュー活動等について、関係機関等との連携や市町との調整を図ります。また、国立文化財機構による「文化財防災ネットワーク推進事業」と連携します。また、県内の体制では対応が困難な場合は、文化庁や県外の関係機関等に支援を要請します。

5 文化財所有者への周知

災害時の対応について説明会や研修等を実施していきます。

第6章 文化財の保存・活用のための人材育成と資源の確保

1 文化財を支える人材の育成

文化財に関わる後継者の確保やヘリテージマネージャー育成への支援、文化財ボランティアの育成と支援等を進め、文化財を支える人材の育成に努めます。

2 文化財保存を支える人材の確保と育成

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能を持つ後継者の確保と育成方法の検討、地元関係者等による保存会や愛護会の組織化への支援などに取り組み、文化財保存を支える人材の確保と育成に努めます。

3 文化財保存のための資源の確保

文化財を修理し後世に伝えていくためには、各種資材の確保が必要となることから、文化財保存に使用可能な県内の資源の把握に努めるとともに、国の「ふるさと文化財の森」制度の活用等により、資源の確保・創出・育成に努めます。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

県は、文化財保護の主管課である栃木県教育委員会事務局文化財課をはじめ、文化芸術振興、観光、自然保護、まちづくり等の関係部局や、県立博物館、県立美術館、県立図書館、県立文書館、埋蔵文化財センター等の関連する県施設と連携するとともに、国や他都道府県、関係団体等とも協力し、文化財の保存・活用を推進します。